



30 医第 81 号  
平成 30 年(2018 年) 5 月 9 日

一般社団法人 長野県医師会長 様  
一般社団法人 長野県臨床検査技師会長 様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する  
省令案」に関する御意見の募集について (通知)

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課から 4 月 27 日から 5 月 26 日までを  
募集期間としてパブリックコメントを開始した旨の連絡がありました。

ついては、御了知いただくとともに貴会会員への周知をお願いします。

なお、保健福祉事務所長あて別添のとおり通知しました。

担 当：健康福祉部医療推進課管理係 牧 弘志(課長) 保科 英敏(担当) 電 話：026-235-7145 (直通) F A X：026-223-7106 E-mail：iryo@pref.nagano.lg.jp
---

「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案」  
について（概要）

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 改正の背景

- 医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）の一部が改正され、医療機関の中で検体検査を行う施設に関する基準の創設、衛生検査所等において行われる検体検査の精度の確保に関する基準の明確化等を行うこととされた。
- これらの基準等について、平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月にかけて開催された「検体検査の精度管理等に関する検討会」における取りまとめの内容等を踏まえ、改正法の施行に必要な規定の整備を行う。

2. 改正の内容

（1）医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）関係

医療機関が自ら行う検体検査の精度の確保に関する基準として、

- ・ 検体検査の精度の確保に係る責任者の設置
- ・ 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の設置
- ・ 必要な標準作業書、作業日誌及び台帳の作成

等を定める。

あわせて、医療機関の管理者の責務として、内部精度管理を含めた精度管理の実施、外部精度管理の受検及び適切な研修の実施を定める。

また、医療機関から業務を委託された者が行う検体検査の精度確保に関する基準として、

- ・ 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の設置
- ・ 必要な標準作業書、作業日誌及び台帳の作成

等を定める。

（2）臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）関係

検体検査技術の発展に対応して、検体検査の具体的な検査分類を見直す。

また、衛生検査所が行う検体検査の精度確保に関する基準として、

- ・ 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の設置
- ・ 必要な標準作業書、作業日誌及び台帳の作成

等を定める。

「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案」に関する御意見の募集について

平成30年4月27日  
厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 御意見募集期間

平成30年4月27日（金）～平成30年5月26日（土）（必着）

2. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医政局地域医療計画課企画法令係宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3503-8562  
厚生労働省医政局地域医療計画課企画法令係宛て

3. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。



30 医第 81 号  
平成 30 年 (2018 年) 5 月 9 日

保健福祉事務所長 様

健康福祉部長  
(公印省略)

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する  
省令案」に関する御意見の募集について (通知)

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課から 4 月 27 日から 5 月 26 日までを  
募集期間としてパブリックコメントを開始した旨の連絡がありました。

ついては、御了知いただくとともに、貴管下衛生検査所及び関係機関への周知をお願いします。

なお、一般社団法人長野県医師会長及び一般社団法人長野県臨床検査技師会長あて別添の  
とおり通知しました。

担 当：医療推進課 管理係  
牧 弘志 (課長) 保科 英敏 (担当)  
電 話：026-235-7145 (直通)  
無線局：8-231 内線：2682  
F A X：026-223-7106  
E-mail：iry@pref.nagano.lg.jp